

令和 7 年 6 月 6 日

○条例

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

本市職員の地域手当の支給割合の引上げに伴い、病院事業管理者の地域手当及びパートタイム会計年度任用職員の基本報酬に係る規定について所要の措置を講ずるため改正する。

[内 容]

- 1 小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正（改正条例第1条関係）

病院事業管理者が医師である場合における地域手当の支給割合の特例に係る規定について、本市職員の地域手当の支給割合の引上げに伴う所要の規定の整備を行うこととする。（第6条関係）

- 2 小田原市職員の給与に関する条例の一部改正（改正条例第2条関係）

パートタイム会計年度任用職員の基本報酬に含まれる地域手当相当額の算出割合を100分の12に引き上げることとし、これに応じた所要の規定の整備を行うこととする。（第29条関係）

- 3 経過措置（改正条例附則第5項関係）

2にかかわらず、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間におけるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬に含まれる地域手当相当額の算出割合は、100分の11とすることとする。

[適 用]

令和 7 年 4 月 1 日

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 6 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 2 2 号

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例(昭和 3 7 年小田原市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項を次のように改める。

- 2 当分の間、病院事業管理者が医師である場合にその者に対し支給する地域手当の額は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、前項の規定により算定した額に 1 0 0 分の 1 6 を乗じて得た額の範囲内において予算で定める額とする。

(小田原市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 小田原市職員の給与に関する条例(昭和 3 7 年小田原市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 9 条第 3 項中「1 0 0 分の 1 0」を「第 9 条の 2 第 2 項に規定する割合」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例(次項において「改正後の特別職職員給与条例」という。)の規定及び第 2 条の規定による改正後の小田原市職員の給与に関する条例(第 4 項及び第 5 項において「改正後の職員給与条例」という。)の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

(地域手当の内払)

3 改正後の特別職職員給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された地域手当は、改正後の特別職職員給与条例の規定による地域手当の内払とみなす。

(基本報酬の内払)

4 改正後の職員給与条例の規定を適用する場合には、第2条の規定による改正前の小田原市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された基本報酬は、改正後の職員給与条例の規定による基本報酬の内払とみなす。

(経過措置)

5 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における改正後の職員給与条例第29条第3項の規定の適用については、同項中「第9条の2第2項に規定する割合」とあるのは「100分の11」とする。